関 税 定 率 法 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 法 律 照 条

0 外 玉 為 替 及 び 外 玉 貿 易 法 昭 和 +兀 年 法 律 第二 百二十八号)

許

2 第 及る四 び特十輸 3 定八出 の条の 種 類国可 の際等 貨的 物な の平 輸和 出及 [をしようとする者]び安全の維持を妨 は、政令で定めるところにより、、げることとなると認められるもの もの とし 経 済 産業大臣 臣 で \mathcal{O} 定 許 \otimes 可を受け る 特 定 \mathcal{O} な地 け域 れ を ば仕 なら地

0 玉 税 通 則 法 昭 和 \equiv + 七 年 · 法 律 第六十六号)

第 納た四 **耐されない!** 1十条 税な 11十条 税な 11十条 税な い場合その他国に完納されない、機務署長は、笠 国い第 税場 三 徴合、 十七 収 収法に定める場合には、同法、第三十八条第一項(繰上請七条(督促)の規定による督 法 請 督 ででの他に係! の法律の法律の の規定による請がその日 により漕求に係る 滞るを 納国発 型 分を行る かんした 日 行のか なう。
請求に 係 L るて 期十 限日 ま で に過 完 L

0 電 子 情 報 処 理 組 織 に ょ る 税 関 手 続 \mathcal{O} 特 例 等 12 関 す る 法 律 昭 和 五. 十 年 法 律 第 五. +兀 号)

第二条 及 物 び業 電子情 場を行う者の 情報処理に 略の組お 事織がて、 所 独 立次 そ の行 0 他政各 の法号 事人に 通掲 業場 関げ に報報用 置処語の これる入出・い意義は、 五 力 変 使 ぎ 装置とを電気通信回線で接は使用に係る電子計算機と、登該各号に定めるところによる めるところによる。 接 続した一税関及 電び 子情関 報 業 者 処 そ 理 組の 織他 をの い国 う際の

 \bigcirc 主 要 食 糧 \mathcal{O} 需 給 及 び 価 格 \mathcal{O} 安 定 に 関 ける 法 律 伞 成 六 年 法 律 第 百 十三号) (抄)

係 る

第 で が でじて、 が が にして、 が 前該政 東の規定を開入に対 定係麦特にる等別 麦のな 等 輸方 を入式に 買い入れることで行おうとする買入れる 入れ及び 輸 入に 係る麦等 \mathcal{O} 買受け を行 おうとす る 者 \mathcal{O} 連 名に ょ る 申込 みに

2 は、 ょ ŋ 買 11 入 れ た 麦等 7を 同 買受け \mathcal{O} 申 込 4 を 行 0 た 者 12 対 し、 当 該 申 込 つみに 応 じて 売 ŋ 渡 す Ł \mathcal{O}

す

- て第示第 行する額の の規を規定を定定 定に当に る。る麦り 麦 等 買 ののい 買買入 入入れ れれた 及の麦 び価等 第格を 二に前 項加項 のえの 規て規 定得定 たにない。 る 超 売 該えり 麦て渡 のはす 売な場 ら合 しなの はい価、格 格 は 玉 際 約 束 に 従 2 7 農 林 水 産 大 臣 が 定 8 7
- 渡 麦 \mathcal{O} 適 切 な 供 給 を 义 る た め、 需 給 見 通 L に 即

第 三一数四(及量十麦 省国びを五等 内二乗条の の需給 じ 輸 て 麦 入 たの び略額輸 船) を、政 府お たい 納付 影 しる 者 をけは れ ` ば国 な際 ら約 な東 いに 。従 ただし、 林 次 水 に産 掲 大 げ臣 るが 場定 合め めはて 、告示 のす 限る り額 でに な い当 。該 12

略の 及 価 格 \mathcal{O} 安 定 に 悪 及 ぼ す お そ れ \mathcal{O} な 11 Ł \mathcal{O} لح \mathcal{T} 政 令 で 定 る麦等 を 輸 入 す る

縄 振 興 特 别 措 置 法 $\overline{}$ 平 成 +兀 年 法 律 第 十四号)

六 、 行 設 同 長 二 (号当政と意に十輸)該機観観協六入 該機観観協六入 で旅関光光議条品 定客のの振しを めに長振興て沖携 るよに興計指縄帯 とり協に画定かし こ携議資にすらて ろ帯しす定る出出にしてるめ部域域 よて指施ら分すす り、縄すとた限旅場 縄すとた限旅場 そ以るが観る客合 の外部一光 。がの 関の分体振以個関 税本に的興下人税 を邦限に地こ的の るへにれ域お供 移おる内いす 出い施にてる さて設あ単た れ購でるにめ る入政特「空もし令定旅港 の旅で販客内 関施該業設ナ 税設当の業と施 定おる務い設 と (内閣) (内閣) (内閣) 、事い大 和を 三受内業で臣十け閣の購が 五る総用入関 年物理にす係 法品大供る行 律で臣さ物政 第あがれ品機 三つ関る又関 十て係施はの

税 地 域

四(

2 第 掲お自 げい由税十指 て貿関五定 行 ¬ 易 長 条 保 為施地は が設域 総等の第省 合一区四 的と域十略 にい内三 これのであって、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、ア れ がてし定 》 見 該 又 同 ま認は項 れ定管第 るに理一 場係す号 合るるに に施一掲 お設団げ いののる て集土事 積地業 同の及に 法程び係 の度そる 実がのも 施高土の を確、に限 確保する上 かつ、関 がつ、関 がっ。) を1 に税設受 支法物け 障第そた が六の者 な十他が い二の自 と条施由 認の設貿 と 一下域 き項こ又 は各のは 号 項 特

当にに別

と該 受け た 者 に 対 Ļ 当 該 施 設 等 \mathcal{O} うち 必 要 لح 認 \emptyset 5 れ る 部 分に 0 き、 同 項 に 規 定 す る 総 合 保 税 地 域 \mathcal{O} 許 可 を す á ŧ \mathcal{O}

項あに に規定とする。こする。 た する 保 び の に 限 え は 施 、 関 R税工場又はR税名。)を受ける。)を受ける。)を受ける。)を受ける。)を受ける。 は同法第六十二条の二第一項必要と認められる部分につき受けた者に対し、当該認定に施を確保する上に支障がない 定するに法第四に 保十用き 税二には、 示第す第 場一る四 の項自一十二 可規貿条 でをするもの 規定する保証 が表帯一項の日 の税は認 いをする。い蔵置場、特別自由空足(同項第 同貿第 法易地号 五域に 十の掲 六区げ 条域る 第内事 一に業

3